

29循環第152-1号

平成29年5月29日

一般社団法人愛知県建設業協会会長
一般社団法人日本建設業連合会中部支部長 様

愛知県環境部長
(公印省略)

多量排出事業者に係る産業廃棄物処理計画等について (依頼)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、事業者による自主的な廃棄物の減量化や適正処理を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）においては、多量排出事業者は、廃棄物処理計画書を作成するとともに、都道府県知事へ提出することとされています。また、計画書を作成した事業者にあつては、計画の実施状況を知事に報告することが義務付けられています。

このため、本県では、昨年度計画書を提出した事業者等に対して別添のとおり通知したところですが、貴団体におかれましても、法の趣旨を踏まえ、構成員に対して下記の事項について周知していただきますようお願いいたします。

記

1 報告対象者

○ 産業廃棄物処理計画書（法第12条第9項）

平成28年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場を設置している事業者

○ 特別管理産業廃棄物処理計画書（法第12条の2第10項）

平成28年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者

○ 産業廃棄物処理計画実施状況報告書（法第12条第10項）

平成28年度に「産業廃棄物処理計画書」を提出した事業者

○ 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（法第12条の2第11項）

平成28年度に「特別管理産業廃棄物処理計画書」を提出した事業者

○ 産業廃棄物処理状況調査票

平成28年度に「産業廃棄物処理計画書」又は「特別管理産業廃棄物処理計画書」を提出した事業者

2 報告期限

平成29年6月30日（金）

3 提出先

事業場の所在地を所管する東三河総局及び県民事務所等（建設業は、支店等の所在地を所管する東三河総局及び県民事務所等。なお、支店等の所在地が名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市のいずれかの場合は愛知県環境部資源循環推進課）

4 提出方法

(1) 電子申請・届出システムにより提出する場合

愛知県ホームページのオンラインシステム欄の「電子申請システム」を利用し、作成した計画書等の電子ファイルを添付して提出。

(2) 郵送または持参する場合

作成した計画書等を1部（控えが必要な場合は2部）、及びその電子ファイルをCD-R等により提出。

5 公表

愛知県のホームページにて取りまとめ結果を公表。

6 参考（愛知県産業廃棄物税について）

愛知県では、3R（発生抑制・再使用・再生利用）の促進、最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、循環型社会の実現に資することを目的として、平成18年より産業廃棄物税制度を導入しています。

詳細につきましては、以下のURLをご参照下さい。

<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/sangyo/index.html>

担当 資源循環推進課
廃棄物監視指導室
指導グループ
電話 052-954-6237（ダイヤルイン）
FAX 052-953-7776

多量排出事業者に係る産業廃棄物処理計画等
について（通知）

産業廃棄物の年間発生量 1,000t 以上（又は特別管理
産業廃棄物の年間発生量 50t 以上）の多量排出事業
者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき
産業廃棄物処理計画等を作成し県知事等に提出する
こととされています。

1. 提出する報告書の様式

- ①産業廃棄物処理計画書（様式第二号の八）
 - ②産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様式第二号
の九、昨年に①を提出した者が対象）
 - ③特別管理産業廃棄物処理計画書（様式第二号の十
三）
 - ④特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書（様
式第二号の十四、昨年に③を提出した者が対象）
 - ⑤産業廃棄物処理状況調査票（昨年に①又は③を提
出した者が対象）
- <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/taryo.html>
から様式をダウンロードしてください。

2. 提出先及び問い合わせ先

事業場の所在地を所管する県民事務所等（宛名面に
記載）

※電子申請により提出することができます。

<https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/>

3. 提出期限

平成 29 年 6 月 30 日（金）

なお、本状と行き違いで既にご提出いただいております
場合はご容赦ください。

愛知県は循環型社会の構築のために産業廃棄物税を導
入しています。御理解と御協力をお願いします。

※ 事業者様には葉書を郵送しております。